

## 平成31年4月改正版総合事業サービスコード等について

これまで提供していた総合事業サービスコードについて、平成31年4月施行分の制度改正に伴い該当サービスコードに対して終了履歴を登録しました。

サービスコードのCSVをシステムに取り込んでいただき、平成31年4月利用分の国保連への請求から改正後の新たなサービスコードを利用して下さい。

### 【変更点】

平成31年3月31日を以て「サービス提供責任者体制の減算」が廃止され、サービスコードの終了履歴を登録する必要があります。

#### ・訪問型独自サービス(A2)

- 訪問型サービスⅠ・初任 (1113)
- 訪問型サービスⅠ・初任・同一 (1115)
- 訪問型サービスⅠ日割・初任 (2113)
- 訪問型サービスⅠ・日割・初任・同一 (2115)
- 訪問型サービスⅡ・初任 (1213)
- 訪問型サービスⅡ・初任・同一 (1215)
- 訪問型サービスⅡ日割・初任 (2213)
- 訪問型サービスⅡ・日割・初任・同一 (2215)
- 訪問型サービスⅢ・初任 (1323)
- 訪問型サービスⅢ・初任・同一 (1325)
- 訪問型サービスⅢ日割・初任 (2323)
- 訪問型サービスⅢ・日割・初任・同一 (2325)
- 訪問型サービスⅣ・初任 (2413)
- 訪問型サービスⅣ・初任・同一 (2415)
- 訪問型サービスⅤ・初任 (2513)
- 訪問型サービスⅤ・初任・同一 (2515)
- 訪問型サービスⅥ・初任 (2623)
- 訪問型サービスⅥ・初任・同一 (2625)
- 訪問型短時間サービス・初任 (1413)
- 訪問型短時間サービス・初任・同一 (1415)